

請 負 契 約 書 (案)

(設計施工一括発注方式)

- 1 事業名 阿波吉野川警察署庁舎等整備事業
設計業務
建設業務
解体業務
工事監理業務
- 2 事業実施（工事）箇所
- 3 履行期間 契約締結日から令和 13 年 9 月 30 日まで
(設計期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日まで)
(建設期間：令和●年●月●日から令和 12 年 9 月 13 日まで)
(解体期間：令和●年●月●日から令和 13 年 9 月 30 日まで)
- 4 請負代金額 金 円に別添約款第 32 条に基づき算定した賃金水準又は物価水準の変動に基づく増減額等を加算した額
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円
- 契約金額の内訳 設計業務費 円（消費税込み）
建設業務費 円（消費税込み）
解体業務費 円（消費税込み）
工事監理費 円（消費税込み）
- 5 契約保証金 円
別添約款第 41 条第 1 項の規定による前払金の額
- 6 前金払の特約 別添のとおり
別添約款第 41 条第 4 項の規定による中間前払金の額
別添のとおり 以内の前金払をすることができる。
- 7 建築士法 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙のとおり
- 8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

徳島県

徳島県知事 後藤田 正純

受注者

総括企業

住所

氏名

構成企業

住所

氏名

構成企業

住所

氏名

(別添) 年度ごとの請負代金額の内訳及び各年度において支払う前払金は次のとおりである。

令和9年度

請負代金額の内訳(設計業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

令和10年度

請負代金額の内訳(設計業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

令和10年度

請負代金額の内訳(建設業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

別添約款第4-1条第4項の規定による中間前払金の額

令和11年度

請負代金額の内訳(建設業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

別添約款第4-1条第4項の規定による中間前払金の額

令和12年度

請負代金額の内訳(建設業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

別添約款第4-1条第4項の規定による中間前払金の額

令和12年度

請負代金額の内訳(解体業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

別添約款第4-1条第4項の規定による中間前払金の額

令和13年度

請負代金額の内訳(解体業務費)

別添約款第4-1条第1項の規定による前払金の額

前金払の特約

別添約款第4-1条第4項の規定による中間前払金の額

令和10年度 請負代金額の内訳(工事監理業務費)

別添約款第41条第1項の規定による前払金の額
前金払の特約

令和11年度 請負代金額の内訳(工事監理業務費)

別添約款第41条第1項の規定による前払金の額
前金払の特約

令和12年度 請負代金額の内訳(工事監理業務費)

別添約款第41条第1項の規定による前払金の額
前金払の特約

- 請負代金の支払 各年度の請負代金は、当該年度の予算の範囲内で変更することがある。
各年度毎の請負代金の支払は、当該年度に対応する工事量が完成し、県の
行う検査に合格したときは、その年度の請負代金の全額を支払うことができ
る。
- 前払金の変更 各年度の前払金は、請負代金の各年度割額が変更された場合には、それに
応じて変更することができる。

付 帯 条 件

- 1 この契約は、徳島県議会で可決されたときに何らか手続きを要することなく本契約となる仮契約とし、この契約書は、その時に地方自治法第234条第5項の契約書となる。
- 2 発注者は、受注者がこの仮契約期間中において、総合評価落札方式において公表した、入札説明書で定めた参加資格要件のいずれかに該当しなくなった場合には、この仮契約を解除することができる。
- 3 発注者は、徳島県議会で可決されなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わない。

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書等(設計図書並びに発注者が総合評価落札方式において公表した、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、この約款その他参考資料及び質問回答書をいう。以下同じ。)及び提案書類(受注者が発注者に提出した技術提案書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書等を内容とする設計及び施工の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約書における用語の定義は、この契約書に特別の定めがある場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1)「設計」とは、工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
 - (2)「建設」とは、要求水準書に定める建設業務をいう。
 - (3)「工事等」とは、設計、建設、解体及び工事監理を個別に又は総称していう。
 - (4)「工事監理」とは、要求水準書に定める工事監理業務をいう。
 - (5)「解体」とは、要求水準書に定める解体業務をいう。
 - (6)「工事目的物」とは、この契約の目的物たる工作物をいう。
 - (7)「設計図書」とは、受注者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
 - (8)「工期」とは、契約書に明示した設計、建設及び解体に要する期間で契約日から完成期限(第45条に規定する指定部分の工期は、当該指定部分の完成期限)までをいう。
- 3 受注者は、契約書記載の工事等を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 10 この契約書及び設計図書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の総括企業に対して行い、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該総括企業を通じて行わなければならない。この場合において、発注者が当該総括企業に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成企業に対して行ったものとみなす。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事等が発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の施工する工事等が設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

第3条 受注者は、発注者が別に定めるものを除くほか、設計図書等に基づいて工程表を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。

2 受注者は、この契約の締結の日(以下「契約日」という。)から14日(徳島県の休日定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)以内に請負代金内訳書(材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。))及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。))に係る掛金を記載した書類をいう。以下「内訳書」という。)を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。

3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
(適正な労務費の確保等)

第3条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
- (1) 前項第1号の支払に関する書面
 - (2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。この場合において、第5号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事等の請負契約にあっては、10分の3）以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第57条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事等の請負契約にあっては、10分の3）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 発注者は、第1項の保証を必要ないと認めるときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第19条第2項の規定による検査に合格したもの及び第44条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事等の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事等の施工以外に使用してはならず、また、その使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、この契約の履行について、工事等の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、解体についてはこの限りではない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の制限等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事等の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事等の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合には、発注者の請求に基づき、違約金（以下「制裁金」という。）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書等に基づく工事等の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書等に基づく工程の管理、立会い、工事等の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(総括責任者)

第10条 受注者は、本契約の締結後速やかに、設計図書等及び提案書等に基づき、本事業を総括する総括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、第11条に定める現場代理人並びに監理技術者、第11条の2に定める解体監理技術者、第12条に定める設計管理技術者及び第13条に定める監理業務管理技術者を総括し、本業務に関し、相互調整を行うものとする。

3 総括責任者は、第11条に定める現場代理人を兼ねることができる。

(現場代理人等)

第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項第2号に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者（同条第5項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、相互にこれらを兼ねることができる。

(解体監理技術者)

第11条の2 受注者は、設計図書等に定めるところにより、解体監理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(設計管理技術者等)

第12条 受注者は、設計図書等に定めるところにより、設計業務の技術上の管理を行う設計管理技術者等を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。設計管理技術者等を変更したときも、同様とする。

2 設計管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統括を行う。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計管理技術者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(監理業務管理技術者等)

第13条 受注者は、監理業務の開始前までに、設計図書等及び提案書等に基づき、監理業務の技術上の管理を行う監理業務管理技術者及び工種ごとの監理業務主任技術者（以下「監理業務管理技術者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(履行報告)

第14条 受注者は、設計図書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第15条** 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者であって現場代理人を兼任しないものその他受注者が工事等を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事等の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（設計業務）

第16条 受注者は、設計図書等及び提案書等に基づき、発注者が合意した提案等を反映した上で、工事目的物の基本設計及び実施設計を行うものとする。

- 2 受注者は、本契約締結後速やかに設計業務の工程表その他必要な書類を提出し、設計業務に着手するものとする。
- 3 受注者は、それぞれ事前に定める期日（実施設計図書に関しては公共建築工事積算基準等に基づく工事費積算を開始する前）までに、発注者に対して基本設計図書及び実施設計図書等を提出し、中間確認を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事目的物の実施設計が完了したときは、実施設計図書等及び公共建築工事積算基準に基づいて算出した詳細な工事費内訳書（以下「工事内訳明細書」という。）を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 5 発注者は、第3項及び第4項の規定に基づく提出を受けたときは、その提出を受けた日から10日以内に、基本設計業務及び実施設計業務の中間確認又は完了確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による検査の結果、提出された基本設計図書及び実施設計図書等が、法令、本契約の規定若しくは設計図書等及び提案書等を満たさず、又は発注者及び発注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。
- 7 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。当該是正を行うにおいて受注者に増加費用の負担や損害が発生したときにおいて、受注者がかかる是正を要する事項が設計図書等又は発注者若しくは監督職員の指図が不相当であったことに基づくこと及びその増加費用額や損害額を書面等により証明したうえで請求してきた場合は、発注者は合理適な範囲でその負担をするものとする。ただし、受注者が設計図書等又は発注者若しくは監督職員の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、第7項に規定する再検査の場合に準用する。

（監理業務）

第17条 受注者は、要求水準書等及び提案書等に基づき、工事目的物の監理業務を行うものとする。

- 2 受注者は、工事等着手前に、要求水準書等に基づいて工事監理業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の工事監理業務計画書の修正を請求することができる。
- 4 要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して監理業務計画書の再提出を請求することができる。
- 5 工事監理業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（工事内訳明細書）

第18条 受注者は、実施設計業務完了時（工事等着工前）に、工事内訳明細書を実施設計図書等に基づき提出しなければならない。

- 2 工事内訳明細書の金額は、契約代金内訳書の工事請負代金を超えることはできない。
- 3 工事等の着工に先立って、工事内訳明細書を監督職員に説明し、承諾を受けなければならない。なお、工事等施工着手後の工事費の管理には、工事内訳明細書を用いる。
- 4 工事内訳明細書の単価は、契約締結時の単価の準用を原則とするが、これにより難い単価については、算出方法を監督職員と協議のうえ決定する。
- 5 工事請負代金額が変更となるおそれがある場合は、受注者は発注者に対して変更項目、変更内容、変更となる理由および概算工事費額を速やかに書面により報告しなければならない。発注者は、その報告を変更の可否について受注者に通知するものとする。変更が認められた場合、受注者は発注者と合意した変更内容を随時、発注者に書面にて報告するものとする。
- 6 工事内訳明細書には実施設計完了時までの発注者との合意内容を反映し、発注者と協議の上、変更された請負代金額を明記した変更合意書を締結するものとする。なお、変更部分の見積明細は、変更項目毎に変更前および変更後の見積明細を添えて変更金額の算出根拠を明らかにしなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第19条 工事材料の品質については、設計図書等で定めるところによるものとする。ただし、設計図書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡のとれた品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（設計図書及び設計図書に基づく施工の承諾）

- 第19条の2** 受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した施工する部分の設計が完成したときは、その設計図書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、提出された設計図書及び設計図書に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。
- 4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事等について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられているものではない。
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第20条** 受注者は、設計図書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事等については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事等の施工をするときは、設計図書等に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において監督員が正当な理由がなく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来したときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事等を施工することができる。この場合においては、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事等の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(支給材料及び貸与品)
- 第21条** 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書等の定めるところにより、工事等の完成、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保等)
- 第22条** 発注者は、工事用地その他設計図書等において発注者が提供すべきものと定められた工事等の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事等の施工上必要とする日（設計図書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事等の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片づけを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片づけを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片づけについて異議を申し出ることができないとともに、発注者の処分又は修復若しくは取り片づけに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第23条 受注者は、工事等の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第19条第2項又は第20条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事等の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定する場合のほか、監督員は、工事等の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事等の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第24条 受注者は、工事等の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書等(設計図書を除く。以下本条において同じ。)を構成する書類の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。))。

(2) 設計図書等に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計図書等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、受注者と協議しなければならない。

5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事等の中止)

第26条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事等を施工できないと認められるときは、発注者は、工事等の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事等の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事等の中止内容を受注者に通知して、工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事等の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第27条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第28条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第29条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第30条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 28 条に定める場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条に定める場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 63 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 64 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第 3 1 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 63 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 64 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- （賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更）

第 3 2 条 発注者又は受注者は、工期（本条においては、建設及び解体に要する期間を指す。以下本条において同じ。）内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。ただし、当該請求のあつた日以後の残工事期間が 2 月以上あるものでなければ、これを行うことができない。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算定した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合における同項の規定の適用については、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第 3 項及び第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 63 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 64 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第 3 3 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事等の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 3 4 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事等の施工に関して生じた損害（次条第 1 項又は第 36 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 61 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 3 5 条 工事等の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 61 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項に定める場合その他工事等の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第36条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと及び第61条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第19条第2項、第20条第1項若しくは第2項又は第44条第3項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事等に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取り片づけに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等における損害については、発注者が損害合計額を負担する。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につきそれぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事等で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が本文の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額」と、「及び当該」とあるのは「の累計及び」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の累計」と、「超える額」とあるのは「超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書等の変更)

第37条 発注者は、第8条、第21条、第23条から第25条まで、第26条、第28条、第29条、第32条から第34条まで、前条又は第40条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書等を変更することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第38条 受注者は、工事等が完成したときは、その旨を工事しゅん工検査請求書（徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則様式第2号）により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会の上、設計図書等に定めるところにより、工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を工事しゅん工承認書（徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則様式第3号）により受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格したときは、直ちに当該工事目的物を発注者に引き渡さなければならない。
- 5 受注者は、工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第39条 受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(部分使用)

第40条 発注者は、第38条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第41条** 受注者は、各会計年度ごとに発生する請負代金額が100万円以上の場合であつて発注者において前金払をすることができるものであると認めるときは、保証事業会社と契約書記載の工事等完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、各会計年度ごとに発生する請負代金額の10分の4（設計及び工事監理に係る前払金は各会計年度ごとに発生する請負代金額のうち設計及び工事監理に係る部分の10分の3）以内の前払金の支払を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事等完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、各会計年度ごとに発生する建設及び解体に係る請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
 - 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 6 受注者は、各会計年度ごとに発生する請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の各会計年度ごとに発生する請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6、設計及び工事監理に係る部分は各会計年度ごとに発生する請負代金額のうち設計及び工事監理に係る部分の10分の3）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条第4項において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。第8項及び次条第1項において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
 - 7 受注者は、各会計年度ごとに発生する請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の各会計年度ごとに発生する請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6、設計及び工事監理に係る部分は各会計年度ごとに発生する請負代金額のうち設計及び工事監理に係る部分の10分の4）を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を発注者に返還しなければならない。
 - 8 前項の超過額が相当の額に達し、その全額を返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項に規定する財務大臣が決定する率（以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第42条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第43条** 受注者は、前払金をこの工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事等に係る前払金については、前払金額の100分の25を超える額を除き、この工事等の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事等の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 2 受注者は、中間前払金をこの工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第44条** 受注者は、工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第19条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工事期間中3回（年度をまたがって施工する継続工事にあつては、各年度につき3回）を超えることができない。
- 2 受注者は、前項の規定により部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を工事部分払検査請求書（徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則様式第4号）により発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を工事部分払承認書（徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則様式第5号）により受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合における部分払金の額は、前項の式によって算定した額から既に支払った部分払金の合計額を差し引いた額とする。

（部分引渡し）

第45条 工事目的物について、発注者が設計図書等において工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事等が完了したときについては、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「工事等」とあるのは「指定部分に係る工事等」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第39条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により準用される第39条第1項の規定により請求することができる部分引き渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において指定部分に相應する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第39条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相應する請負代金の額 $\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

（第三者による代理受領）

第46条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第39条（前条第1項において準用する場合を含む。）又は第44条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事等中止）

第47条 受注者は、発注者が第41条若しくは第44条又は第45条第1項において準用する第39条の規定に基づく支払を遅延し、受注者が相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事等の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事等の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第48条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第49条 発注者は、工事等が完成するまでの間は、次条又は第51条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく、工事等に着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事等が完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事等を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第11条第1項第2号に掲げる者又は第11条の2に定める解体監理技術者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由がなく、第 48 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 5 1 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事等の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第 53 条又は第 54 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、総括企業及び構成企業のいずれかの者。以下この号、次号及び第 58 条第 1 項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他その経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他その経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用する等していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

ロ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 5 2 条 第 50 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 5 3 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 5 4 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 25 条の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による工事等の施工の中止期間が工期の 2 分の 1（工期の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事等が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 5 5 条 第 53 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 5 6 条 発注者は、この契約が工事等の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び検査済工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第41条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第50条、第51条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第49条、第53条又は第54条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事等の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事等の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片づけを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片づけを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片づけについて異議を申し出ることができないとともに、発注者の処分又は修復若しくは取り片づけに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第50条、第51条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第49条、第53条又は第54条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事等の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生ずる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事等を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第50条又は第51条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事等の請負契約にあっては、10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第50条又は第51条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における法定利率により計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第51条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
（賠償の予定）

第58条 受注者は、第51条第12号イからハまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事等が完成した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の総括企業であった者又は構成企業であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の総括企業であった者及び構成企業であった者は、連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
（受注者の損害賠償請求等）

- 第59条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第53条又は第54条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第39条第2項（第45条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- （契約不適合責任期間等）
- 第60条** 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第38条第4項又は第5項（第45条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で見えなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- （火災保険等）
- 第61条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書等で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- （制裁金等の徴収）
- 第62条** 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ契約日における法定利率により計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。
- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日における法定利率により計算した額の延滞金を徴収する。
- （あっせん又は調停）
- 第63条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による徳島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停の申請をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事等を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事等の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第15条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の申請をすることができない。
- （仲裁）
- 第64条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付することができる。
- 2 前項の規定により仲裁に付したときは、発注者及び受注者は、審査会の仲裁判断に服する。
- （訴えの提起）
- 第65条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第63条の審査会のあっせん又は調停及び前条の審査会の仲裁により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前2条の規定にかかわらず、裁判所に訴えを提起することができる。
- 2 この契約に係る訴訟については、徳島地方裁判所又は徳島簡易裁判所を第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。
- （情報通信の技術を利用する方法）

第 6 6 条 この規則において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 6 7 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	仕様書のとおり
-------------	---------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	仕様書のとおり

工事と設計図書との照合の方法 及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	仕様書のとおり
---	---------

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:
【資格】:	【登録番号】:
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】:	【登録番号】:

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(別紙 2 - 1)

工事番号：_____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事に該当の有無
 (次のいずれかの該当項目の□に「レ」を記入する。)
☐ 該当する (分別解体等の方法については以下のとおり)
☐ 該当しない (以下記載不要)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

- (注) ・運搬費を含む。

（別紙 3－1）

工事番号：_____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事に該当の有無
（次のいずれかの該当項目の□に「レ」を記入する。）

☐ 該当する（分別解体等の方法については以下のとおり）

☐ 該当しない（以下記載不要）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他)	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

指導事項

建設産業の生産システムの合理化、労働災害の防止、振動工具による振動障害予防対策及びダンプトラック等による過積載の防止の厳守について

建設工事を施工する総合工事業者及び専門工事業者は、次に掲げる事項を遵守し、適正 に建設工事を施工すること。

第1 総合工事業者の責任

総合工事業者は、次の責任を果たすこと。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等の確な経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率のかつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第2 専門工事業者の責任

専門工事業者は、次の責任を果たすこと。

ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。

イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。

ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 適正な契約の締結

(1) 契約締結の有り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守すること。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずること。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

また、消費税及び地方消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払い等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守すること。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送業者等についてもこれに準じた配慮をすること。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120 日以内で、できる限り短い期間とすること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

エ 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。また、前払金を受領していながら、受注者に対して適切な支払いを行わないことは、建設業法第 24 条の 3 第 2 項に抵触するので、十分留意すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないと。

カ 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

第4 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握すること。

(2) 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているので行わないこと。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生じることのないよう、適正な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定すること。

この場合においては、少なくとも次に掲げる事項すべてが満たされるよう留意するものとする。

①過去における工事成績が優良であること。

- ②その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- ③その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- ④その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- ⑤その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- ⑥財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- ⑦建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- ⑧一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑨建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- ⑩過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- ⑪賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- ⑫現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑬取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

第5 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも次に掲げる事項について措置すること。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が次に掲げる事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うこと。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力すること。

ア 雇用・労働条件の改善

- ①建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- ②適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ③賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。 ④建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- ⑤労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

イ 安全・衛生の確保

- ⑥労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- ⑦災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

ウ 福祉の充実

- ⑧雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- ⑨任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- ⑩建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。また、元請業者は建設業退職金共済証紙を購入し下請業者へ証紙を配布するとともに、すべての下請業者の対象となる労働者の共済手帳に証紙を貼付することを指導徹底すること。
- ⑪厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- ⑫自らが使用するすべての建設業者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

エ 福利厚生施設の整備

- ⑬建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- ⑭建設工事における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

オ 技術及び技能の向上

- ⑮建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

カ 適正な雇用管理

- ⑯雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- ⑰建設労働者の募集は適法に行うこと。
- ⑱出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

キ その他

- ⑲前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

第6 労働災害の防止

工事現場における安全衛生を確保するため、次の事項に留意のうえ安全管理体制を確立すること。

1 事業場の実施する基本事項

(1) 総合的安全衛生管理の推進

- ア 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての受注者・労働者を含めて、現場技術者等にいたる管理体制と責任体制を明確にすること。
- イ 作業現場の巡視・工事におけるすべての受注者の安全活動指導を行うこと。

(2) 繰り返し型災害防止対策の励行

- ア 巡視・点検・指導結果を確認し、指示事項の徹底を図ること。
- イ 技能・経験・年齢等を考慮した適正な作業配置を確立すること。

(3) 安全衛生教育等

- ア 各種免許取得者、技能講習修了者等の確保と適正配置に努めること。
- イ 新規雇入者等に作業手順・危険防止の教育、指導を行うこと。

2 危害防止の重点事項

(1) 墜落災害の防止

- ア 墜落危険作業箇所には安全な作業床、仮設通路を設けること。
- イ 作業床の端・開口部には囲い、手すり、覆い等を設けること。
- ウ 墜落危険作業で作業床を設けることが困難なときは防網を張るか、親綱設備を設け安全帯を使用させること。
- エ 低層建築工事で骨組、屋根葺、外壁仕上工事等の作業者には安全帯を使用させること。

(2) 車両系建設機械災害の防止

- ア 軟弱地盤等での作業には転倒防止のための地盤整備・敷板等の利用、誘導者の配置を行うこと。
- イ 凍結した地盤等ではスリップ転落防止のためのチェーン使用・徐行運転をさせること。

(3) 土砂崩壊災害の防止

- ア 掘削箇所の立地条件・土質・地形を工事前に十分調査して施工計画をたてるとともに作業前・作業中に十分な経験、知識のある者に点検させること。
- イ 掘削は地山の掘削作業主任者の直接指揮のもとで行うこと。
- ウ 降雨・凍結等のため崩壊、肌落ち、落石の危険がある法面等地山は作業前に点検排水を行うほか、法面の状態に応じ防護柵、スロープ・ネットを設けること。

第7 振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策

1 対象業務の範囲

次の業務を対象とする。

- (1) さく岩機・チップングハンマー・リベッティングハンマー・コーキングハンマー・ハンドハンマー・ヘビーハンマー・コンクリートブレーカー・スケーリングハンマー・サンドランマー等のピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務。

(2) エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの（チェーンソーを除く。）を取り扱う業務。

(3) チェーンソーを取り扱う業務

2 振動作業の作業時間の管理

1 の(1)から(3)までに掲げる業務（以下「振動業務」という。）の作業時間については次によること。

(1) 1 の(1)に掲げる業務のうち金属又は岩石のはつり・かしめ・切断・鉋打及び削孔の業務については、

ア 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせ、振動業務に従事しない日を設けるようにすること。

イ 1 日における振動業務の作業時間（休止時間を除く。以下同じ。）は、2 時間以内とすること。

ウ 振動業務の一連続作業時間はおおむね 10 分以内とし、一連続作業の後 5 分以上の休止時間を設けること。

(2) 前記(1)以外の業務については、

ア 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせ、振動業務に従事しない日を設けるようにすること。

イ 1 日における振動業務の作業時間は、内燃機関を内蔵する可搬式の工具にあつては 2 時間以内とし、その他の工具にあつてはできるだけ短時間とすること。

ウ 振動作業の一連続作業時間は、おおむね 30 分以内（ただし、チェーンソーを取り扱う業務にあつては 10 分以内）とし、一連続作業の後 5 分以上の休止時間を設けること。

3 保護具の支給及び使用

(1) 防振保護具

軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者にこれを使用させること。

(2) 防音保護具

90 デシベル以上の騒音を伴う作業の場合は、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、これを使用させること。

4 体操の実施

作業開始時及び作業終了後に手・腕・肩・腰等の運動を主体とした体操を行うこと。なお、体操は作業中随時行うことが望ましい。

5 健康診断の実施及びその結果に基づく措置

健康診断を実施し、その結果に基づき適切な健康管理を行うこと。

第8 ダンプトラック等による過積載等の防止

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、自ら遵守することはもとより、その建設工事におけるすべての受注者に対し、次の事項について十分指導すること。

ア 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- イ さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ウ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- エ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- キ 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ク 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

第 9 遵守のための体制づくり

建設業者は、その役職員に対しこの指導事項の周知徹底に努めること。特に、総合工事業
者にあつては、建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めると
ともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指導事項の遵守につ
いて指導を行うこと。

徳 島 県

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者

に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 発注者は、受注者及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事項が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。